道路の種類

旧 新別

路

線

旧

能代五城目線

毎週火・金曜日発行



目 次

報

ページ

政治団体の設立の届出 (一五四)

道路の区域及び供用開始の区間

政治団体の収支に関する報告書 (一五七) 政治団体の解散の届出 (一五六)...... 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 (一五五) 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課) 二件..... 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出 (一五八) 物品調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課) 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (農林政策課森林環境対策室) 4 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 (県民文化政策課) 二件.......... 3 生活保護法による介護機関の指定 (九一八・福祉政策課).................2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (九一七・由利地域振興局建設部)......2 建築基準法による道路位置の指定 (九一六・山本地域振興局建設部).......2 道路区域の変更及び供用開始 (九一五・道路環境課)...... 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 (仙北地域振興局農林部) 5 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見 (九一四・商工業振興課).......1 選挙管理委員会告示 公 示 . 5 8 6 1 9 11 11 10 兀 Ξ

示

告

秋田県告示第九百十四号

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ を縦覧に供する。 いての意見を述べたので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、 同条第六項の規定に基づき、 次のとおり公告し、 関係書類

大

平成十五年十一月七日

秋田県知事

寺

田

典

城

山本郡二ツ井町字中坪十八番一号 いとくニツ井ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

県の意見

意見なし

意見を述べた日

平成十五年十月二十九日

関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

二ツ井町役場 産業振興課

(=)縦覧期間

平成十五年十一月七日から同年十二月八日まで

秋田県告示第九百十五号

の区域を変更し、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、 供用を開始する。 次のとおり道路

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典

城

一三・六〇~一七・八〇	
、メー	の幅員 (メートル)

平成15年11月	7日(金曜日)	秋	田	県	公	報		第1520号
	≡ = -	第事秋	1			秋	= =	
名	平成三年十二月六日から平成二事業施行期間本荘都市計画公園事業五・五・本荘都市計画公園事業五・五・本荘市	平成十五年十一月七日第一項の規定に基づき、次事業の事業計画の変更を認 秋田県告示第九百十七号		日 沼山本郡八森町字中浜八番地四十四	申請者の	秋田県告示第九百十六号	(二 期間 平成十 一 場所 建設交び 一 場所 建設交び 供用開始の期日	道
称	月六日から 公園事業五の種類及び	一月七日でき、次の和四十三年十七号		中浜八番:	の住所及び	十六号	平成十五年十一月七日建設交通部道路環境課域及び供用開始の区間の期日(平成十五年十	新
開設者氏	平成三年十二月六日から平成二十年三月三十一日まで事業施行期間本荘都市計画公園事業五・五・一号本荘公園本荘市との種類及び名称本荘市の名称が出画事業の種類及び名称が行者の名称の名称の名称の名称の名称の名称	平成十五年十一月七日第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法等事業の事業計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、秋田県告示第九百十七号		日沼友明	び氏名		、 期間 平成十五年十一月七日から同月二十日まで、 場所 建設交通部道路環境課 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間供用開始の期日 平成十五年十一月七日	能代五城目線
開設者氏名又は名称	三十一日まで 秋田県知事	光二項において進		内並びに十番三の内能代市字下悪戸九番	道路の		一十日まで 一十日まで	能代市扇田宮
所	等 田 典 城	· 六都 十市		二の内ア九番一の内及び十番二の	位置の指定箇所		3場所及び期間	能代市扇田字東扇田二三六番一地先から二五一番一地先まで
地	平成十五年十一月七日の二第一号の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当がまる。 (昭和二十五年秋田県告示第九百十八号	(二) (二) (二) (二) (一) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型		四十九・四七六メートル	道路の延長		平成十五年十一月七日四十号)第十条の規定に基づき、公告する。路の位置を次のとおり指定したので、建築建築基準法(昭和二十五年法律第二百一品	5二五一番一地先まで
サービスの種類	日さ、告示する。 お子は (本)			六・〇〇メートル	道路の幅員	4	日をでき、公告する。をしたので、建築基準法施行型をしたので、建築基準法施行型といる。	- 五・〇〇~三九・〇〇
指定年月日	秋田県知事 寺 田 典 城の二第一号の規定に基づき、告示する。の二第一号の規定に基づき、告示する。の二第一号の規定に基づき、告示する。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、秋田県告示第九百十八号			平成十五年十月二十九日	指定年月日	₹ £	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	O · O 六 五

所オアシス居宅介護支援事業

代表取締役

鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七

居宅介護支援事業

平成十五年十月一日

デイサー ビスふぁ みーゆ

アミーユ 会長特定非営利活動法人フ

湯沢市愛宕町三丁目二番三十号

通所介護

平成十五年九月十五日

通所介護

平成十五年四月十八日

所 もろび苑指定通所介護事業

阿仁町長

北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三

通所介護

平成十五年十月一日

シス デイサー ビスセンター オア

代表取締役有限会社プラントス

鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七

通所介護

平成十五年十月一日

田近医院

事長医療法人田近医院

理

河辺郡河辺町北野田高屋字上前田表七十六番地

居宅療養管理指導

平成十二年四月一日

里特定非営利活動法人結いの

いの里 理事 特定非営利活動法人結

山本郡二ツ井町種字萩の台百七十八番地

通所介護

平成十五年九月一日

彰彦内科医院医療法人ありうら会

高橋

理事長医療法人ありうら会

大館市有浦三丁目二番六十号

介護療養型医療施設

平成十五年五月

日日

わらべうた

ービス 代表取締役有限会社 千秋デイサ

能代市浅内字横道五番地

平成十五年十月十四日 申請のあった年月日

平成十五年十一月七日

公

告

おいて準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。 定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、

秋田県知事 寺 田 典

城

六

定款の変更内容

同条第五項に 特

申請に係る特定非営利活動法人の名称

定款に記載された目的

五

行い高齢者の福祉の向上に寄することを目的とする。 この法人は、秋田市内の介護を要する高齢者に対して、

兀 Ξ 代表者の氏名 秋田市山王四丁目四番十四号 主たる事務所の所在地 秋田市高齢者介護NPO 木文 男

介護支援に関する事業を

Ξ

役員の定数及び選任方法

総会及び理事会の議決事項の変更 副理事長職の廃止

おいて準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。 定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項に 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、特

平成十五年十一月七日

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十五年十月十四日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

世界永続農業協会秋田県文化事業団

代表者の氏名

主たる事務所の所在地 玉 得太郎

兀

秋田市千秋矢留町二番四十号

五 定款に記載された目的

田

秋

及実用化を推進し、自然環境の保全、地域住民の健康増進を図るとともに、地方文 化の保護・発展、都市と農村の交流による豊かで美しいまちづくりを進めることに より、地域の振興と活性化に貢献することを目的とする。 農業・自然農法・環境保全型農業など総称して以下、「永続農業」という。 この法人は、大自然との調和を基調に自然尊重を基本とする農業生産方式 (有機) の 普

定款の変更内容

役員の任期の伸長規定の追加

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 公告する。 (昭

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

平成十五年十一月七日

借入物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ及び周辺機器

一式

借入物品の仕様等

 (\Box)

入札説明書及び仕様書による

平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日まで

(四) 借入物品の設置場所

県が指定する場所

人札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

秋田県農林水産部農林政策課森林環境対策室(電話〇一八

八六〇 一七四二)

規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月五日(金)

兀 までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十五年十二月十八日 (木)午後 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

までに規定することろによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

六 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 質税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

により決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 提出書類等

要

入札説明書及び仕様書による。

に記載された必要資料等を提出すること。 その他 **へ札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書**

七 概要 詳細は、

入札説明書による。

Summary

Peripherals, 1 Nature and quantity set 9 items ರ be rented : Personal Computers and

Time-limit of tender: 1:00 P.M. 18 December, 2003

Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Akita Prefectural Contact point for the notice: Forest Environment Policy Office,

뒫 018-860-1741

十七項の規定に基づき、公告する。 北郡高梨土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙 同条第

平成十五年十一月七日

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

仙北郡仙北町高梨字八嶋二百七十三番地

退任理事の住所及び氏名

就任理事の住所及び氏名

熊

谷

晴

司

仙北郡仙北町高梨字上川原百七十一番地

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 平成十五年十一月七日 公告する。 (昭

秋田県知事 寺 田 典 城

、札に付する事項

購入物品名及び数量

(=)購入物品の仕様等 動物用焼却炉 一式

> 三 契約条項を示す場所等 (三) (四) 八札に参加する者に必要な資格 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。 平成十六年二月二十七日(金) 納入期限 秋田県南部家畜保健衛生所 納入場所

規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同月十七日(月)ま での期間、随時交付する。 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田市山王四丁目一番一号

兀 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月二十五日 (火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。 以下「規則」という。) 第百

六 その他

大

野

清

昭

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

購入物品の仕様等

人札説明書及び仕様書による

電子計算組織 五式

秋

(四)

納入場所

平成十六年一月十三日 (火)

納入期限

(五)

今後調達が予定される物品の名称、

数量及びその入札の公告の予定時期

県が指定する場所

電子計算組織 一式 平成十五年十一月ころ

一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(六)

入札に参加する者に必要な資格等

人札に参加する者に必要な資格

平成十五年六月十三日(金)

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年十一月二十五日(火)までに提出す(2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格、12の資格に係る申請

二) (3)(2)(

))) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

により決定する

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(二)

秋田県出納局管財課 (電話〇一八

入札説明書及び仕様書の交付方法

郵便番号〇一〇

八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

八六〇 二七三八

(五) その他

詳細は、 入札説明書による

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定により、 地方自治法施行令 (昭 公告する

平成十五年十一月七日

八札に付する

事項

購入物品の名称及び数量

秋田県知事 寺 田

典

城

五

入札保証金

兀

入札執行の日時及び場所

までの期間、

随時交付する。

規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月一日(月)

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

平成十五年十二月九日 (火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他

までに規定することろによる。

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

契約手続において使用する言語及び通貨

入札の方法 日本語及び日本国通貨

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

(七) その他

詳細は、 入札説明書による。

七

概要

契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 契約条項を示す場所等

6

平成15年11月7日(金曜日)

- 1 Nature and quantity 으
- item ₽ be purchased: Personal Computer

G

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

八六〇 二七三八)

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(-)

- Time-limit of tender: 1:30 P.M. . December, 2003
- ω prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 뒫 018-860-2738 今

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、 地方自治法施行令 公告する。 (昭

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

購入物品の名称及び数量 電子計算組織 一式

入札に付する事項

八札説明書及び仕様書による。

購入物品の仕様等

納入期限

平成十六年一月十三日 (火)

(四) 納入場所

秋田県立秋田工業高等学校

(五) 電子計算組織 二式 平成十五年十一月ころ 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年六月十三日(金)

入札に参加する者に必要な資格等

人札に参加する者に必要な資格

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年十一月二十五日(火)までに提出す(2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格(一2の資格に係る申請)、()) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

Ξ 契約条項を示す場所等

> 五 平成十五年十二月九日 (火)午後 秋田県庁地下一階管財課入札室 入札保証金

四

入札執行の日時及び場所

までの期間、

随時交付する。

規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月一日(月)

秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課 (電話〇一八

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

六 その他

までに規定することろによる。

契約手続において使用する言語及び通貨

入札の方法

日本語及び日本国通貨

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

契約書作成の要否 要

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

(七) その他

詳細は、 入札説明書による。

七

概要

7

民

政党

Summary

- 1 Nature and set quantity of item ð be purchased: Personal Computer
- Time-limit of tender: 2:00 P.M. 9 December, 2003
- Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau of

prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

選 挙 管 理 委

秋選管告示第百五十四号

ので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。 成十五年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があった政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、平

平成十五年十一月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

第自

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
民主党秋田県第1区総支部	寺田学	佐藤隆興	ビル3階 秋田市川尻御休町九番三十三号ゆうあい	民主党		平成十五年十月二日
第二支部目由民主党秋田県南秋田郡	平山晴彦	石井大樹	十二号南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目二番四	自由民主党		平成十五年十月十七日

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
武田きちじ後援会	大友陽一	大友時男	由利郡鳥海町下笹子字長畑八十三番地二	平成十五年十月六日
ふじわら光雄後援会	秩父秀雄	武 藤 すみ子	仙北郡中仙町豊川字猫沢四十五番地一	"
柴田協三後援会	和田劭	藤原久一	雄勝郡羽後町大久保字前川原八番地	平成十五年十月七日
石川れんじろう後援会	秋山秀昭	藤原正三	秋田市川元山下町三番一号	平成十五年十月九日
山本きよひろ後援会	成田吉衛	三ケ田忠治	鹿角市花輪字六月田九十一番地	平成十五年十月十七日
加藤冨男後援会	加藤冨男	加藤富男	由利郡由利町五十土字五十土五番地	平成十五年十月二十日
我妻けい子後援会	地主あや子	藤原与一	横手市前郷一番町七番五号	平成十五年十月二十三日

員 会 告 示

寺田学後援会

所 在 地

秋田市山王七丁目十一番二十号

新

内

政 治 4 体 の名 称

異 動 事 項

柴田まさとし後援会

所 在 地

平鹿郡雄物川町今宿字今宿四十二番地三

平鹿郡雄物川町柏木字柏木七十七番地

平成十五年十月二日

ン四〇五秋田市八橋大畑二丁目三番一号外崎マンショ

平成十五年十月一日

旧

容

届 出

年 月

日

政党

秋選管告示第百五十五号

があった旨の届出があったので、 平成十五年十一月七日 同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定により、平成十五

		力 事	内	容	
	正治 区 (2) 名 利	重	新	旧	届出年
	合会民主党秋田県総支部連	代表者	淡 路 定 明	佐 藤 次 男	平成十五年十月二日
	支部 民主党秋田県第2区総	代表者	佐々木 重 人	高 松 和 夫	"
	市第三支部自由民主党秋田県秋田	所 在 地	秋田市仁井田新田三丁目十三番二十号	秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	平成十五年十月七日
	第一総支部保守新党衆議院秋田県	所 在 地	秋田市山王沼田町二番十八号	秋田市牛島東一丁目二番九号	II
	支部 民主党秋田県第1区総	所 在 地	秋田市山王七丁目十一番二十号	3階 秋田市川尻御休町九番三十三号ゆうあいビル	平成十五年十月十日
	自由民主党平鹿町支部	所 在 地	平鹿郡平鹿町浅舞字新堀七十七番地一	平鹿郡平鹿町下吉田字石川原四十三番地一	平成十五年十月十四日
	郡第一支部自由民主党秋田県仙北	所 在 地	仙北郡角館町小勝田字小倉前二十五番地	仙北郡角館町西長野字中泊二百八十五番地一	平成十五年十月二十四日
_	その他の政治団体				

その他の政治団体

秋選管告示第百五十六号

平成十五年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があっ たので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成十五年十一月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

大曲市広域振興会

平成十五年十月二十一日

平成十五年十月二十二日

の会元気な大館を創る市民

平成十五年九月三十日

平成十五年十月七日

政治団体の名称

解 散 年 月 日

届 出 年 月 日

盟 代表者 鷲谷 四	石川れんじろう後援会 代 表 者 小川省吾	みうら圭光後援会 代表者 安部信行	樫の会 所 在 地 秋田市仁井田新田三丁目十三番二十号	とがし博之後援会がし一体を対し、大田市に井田新田三丁目十三番二十号とがし博之後援会が、「おおおり」とがし、「は、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	南支部 代表者 加藤千代美大野忠右工門後援会仙 代表者 加藤千代美	代表者 今野 実	宇邪型	会計責任者 熊 谷 均	生 泰青 发 爱 会	佐々木重人後援会所在地南秋田郡五城目町字神明前六十七番地七生たる事務所の
中島康介	秋 山 秀 昭	大釜幸造	金二十号 秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	金二十号 秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	鶴 谷 徳治郎	恵比原格	ノ岱六番地中嶋 北秋田郡鷹巣町材木町九番二十号千葉久雄方	佐 藤 幸 雄	佐藤宇恵雄	
平成十五年十月二十四日	平成十五年十月十五日	平成十五年十月九日	11	平成十五年十月七日	平成十五年十月六日	,	"	,	1	平成十五年十月三日

秋

1 /32 10 11/		17, Щ /	K A TIX	A3 1020 J
出をした者の氏名出事項の異動の届	即平及課題額 本年の収入 (イ)支出総額 イ 収入・支出の内訳 支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品・消耗品 事務所費	政党 政治団体の名称 元気 政治団体の名称 元気 報告年月日 平成15年 ア 収入・支出の総額 (ア)収入総額	秋選管告示第百五十七号 ・ 大田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、 で成十五年十一月七日	高橋受雄後援会
公職の種類	ま 「	を出ての会員が 名称 元気な大館を創る市民の会 平成15年10月7日 7世の総額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平 平 成 成 十 十 五 五
資金管理団体の名称		る市民の会	ρN 安	平成十五年十月二十一日
1称 異動事項	7 7 20 % 20 %	ı <u>Ö</u>		平成十五年十月二十二日
	5,902,411円 5,902,411円 180,233円 4,065円 107,225円 68,943円	5,902,411円	の規定により、 堯 基 基	日日
新 内	来成十五年十一月七九条の二第一項の規定に 次の公職の候補者から資 次の公職の候補者から資 大の公職の候補者から資	大曲市広域振興会	及治団体の名称 高橋俊 政治団体の名称 高橋俊 報告年月日 平成15年11 ア 収入・支出の総額 (ア)収入総額 前年度繰越額 本年の収入 (イ)支出総額 2 収入及び支出のない団体 その他の政治団体	政治活動費組織活動 組織活動 寄附・交 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
旧。容	日基金二十三年では、告体は、	団体の名称	名称 高橋俊雄後援会 平成15年10月22日 支出の総額 支出の総額 総額 度繰越額 の収入 総額 出のない団体 出のない団体	(治活動費組織活動費 ・ 寄附・交付金 ・ 計
届	秋田県選挙管理委員会委員長の届出事項の異動の届出があっ律第百九十四号)第十九条第二	報告年月日平成15年10月22日		
届出年月日	一 三項の規定により、 同法第十	0月22日	400日 0日 0日	5,722,178円 274,270円 5,447,908円 5,902,411円

冨

樫

博 之 (現職)

樫の会

の 所 在 地主たる事務所

十号
秋田市仁井田新田三丁目十三番二

- 平成十五年十月七日

発 行 者 秋

田

購読料金

県

一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印

刷

所

2100 古紙配合率100%